

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十四年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

俊建設

宇陀市菟田野古市場一四四〇番地

代表者 中西俊晴

奈良県知事許可（般一〇二一）第一四六五一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号の規定による許可の取消し

四 処分の原因となった事実

俊建設の代表者は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）違反により、奈良地方裁判所から懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。